

日常生活圏域の見直しについて(案)

1 日常生活圏域について

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により、設定することとされており、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定している。

本市においては、圏域の設定が法に規定された第3期介護保険事業計画(平成18~20年度)から、市の総合計画に基づいたそれまでの高齢者計画による地区区分を踏襲し、6圏域に設定している。

2 見直し検討の背景

今期介護保険事業計画策定にあたり、計画策定委員会委員などから現圏域が広すぎるのではないかとの意見が出され、人口・面積・移動時間のバランスや町会、民生児童委員の区域との整合性などの課題があることから、今期介護保険事業計画において、「より適切な圏域のあり方について、計画期間中に検討を進めていく」とし、見直しを検討することとした。

3 現状と課題

- 現在の圏域では、高齢者人口や面積にばらつきがあり、地域包括支援センターには高齢者人口に応じた3職種を配置しているものの、規模が大きい圏域を担当しているセンターについては、マネジメント業務の増加が大きな負担となっているほか、今後の地域包括ケアシステムの構築にあたっては、高齢者人口や面積のバランスがとれた圏域とすることが望ましい。
- 地域包括支援センター業務と密接な関わりがある民生児童委員の方面協議会(市内29方面、以下「民児協」という。)の区域と合っていないため、1つの民児協が2つの圏域に分断され、2つの地域包括支援センター業務に関わっている状況があり、民生児童委員やセンターの負担となっている。

4 見直しの考え方

上記課題を解消するため、圏域を見直すこととするが、見直しにあたっての考え方を以下のとおりとする。

- 地理的条件やこれまでの地域活動などを勘案し、現在の総合計画における地区区分を尊重する。
- 圏域ごとの高齢者人口や面積のばらつきを解消するため、1圏域の高齢者人口が概ね1万人を超えないように設定する。
- 地域包括支援センターの活動を考慮し、センター業務と密接な関わりがある民生児童委員の方面協議会の区域との整合性を図る。
- 上記の考え方を踏まえ、圏域数を6圏域から10圏域とする。

5 現在の圏域ごとの課題と見直しによる対応

圏域	課題と見直しの考え方
西 部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口は約8,000人であり、現在同様1圏域とするが、民児協の境界との不整合※を解消するため、中央部地区との境界線を変更し、若松町および松風町を中央部地区とする。 <p>※ 若松町・松風町(西部地区)と新川町・上新川町・千歳町(中央部地区)で1つの民児協を形成しており、2圏域にまたがっている。</p>
中央部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口が約17,000人と多いことから、高齢者人口のバランスを考慮し、民児協の境界に沿って南北に2分割する。 若松町および松風町を西部地区から中央部地区とする。 亀田町は、北部地区の港町1~3丁目など7町と同一の民児協を形成しているため、北部地区に変更する。
東中央部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口が約19,000人と多いことから、高齢者人口のバランスを考慮し、民児協の境界に沿って東西に2分割する。 広野町は、中央部地区の5町と同一の民児協を形成しているため、中央部地区に変更する。
北東部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口が約26,000人と最も多いことから、民児協の境界に沿って3分割する。 亀田本町は、北部地区の亀田港町・昭和町と同一の民児協を形成していることから、北部地区に変更する。
北 部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口が約6,400人と東部地区に次いで少ないことから、現在同様1圏域とするが、民児協の境界との整合性を考慮し、現在中央部地区の亀田町および北東部地区の亀田本町を北部地区とする。 現在、北部地区の桔梗1~5丁目など7町と石川町・北美原1~3丁目など7町とで同一の民児協を形成しており、2圏域にまたがっているが、当該エリアは人口・面積規模が大きく、函館新道により隔てられている状況にあるため、現在の境界を維持する。
東 部	<ul style="list-style-type: none"> 面積は広大であるが、高齢者人口が約5,000人と最も少ないことから、現在同様に1圏域とする。

6 地域包括支援センターの設置について

- 地域包括支援センターは、現在、各圏域に1か所ずつ合計6か所設置しており、人口や面積規模が大きい中央部、東中央部、北東部および東部に1か所ずつ合計4か所のブランチを設置している。
- 圏域の見直しにより、圏域ごとの高齢者人口が概ね1万人以下と平準化されることから、見直し後は各圏域に1か所ずつ合計10か所のセンターを設置することとし、ブランチは面積が広大な東部地区にのみ、現在同様1か所設置する。

日常生活圏域見直し(案)

